

令和元年 第8回

北見市第二農業委員会総会議事録

日 時	令和元年12月26日(木)
場 所	第二農業委員会会議室
	午後 4時00分 開会
	午後 4時40分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 議案第6号
- 第 9 議案第7号
- 第10 議案第8号
- 第11 報告第1号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 北見市第二農業委員会規則の制定について
- 第 4 議案第 2 号 北見市第二農業委員会の委員及び職員の身分を示す証明書に関する
規程の制定について
- 第 5 議案第 3 号 北見市第二農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 5 号 農地法第 4 条許可の訂正について
- 第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 9 議案第 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 第 1 0 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画
の決定について
- 第 1 1 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

3 令和元年第8回北見市第二農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	菊池 広 君		○
2	菅原 正信 君	○	
3	貝沼 輝美 君	○	
4	加藤 貴善 君	○	
5	中川 博光 君	○	
6	中野 彰裕 君	○	
7	樋渡 明 君	○	
8	水戸部正己 君		○
9	山内 幹司 君		○
10	麻島 秀喜 君	○	
11	内藤 貴之 君	○	
12	植松 正仁 君	○	
13	岡田真理子 君	○	
14	久世 和徳 君	○	
15	清井 俊幸 君	○	

	氏名	出席	欠席
16	清尾 雅人 君	○	
17	深尾 勇治 君	○	
18	森脇 幸喜 君	○	
19	越智 弘己 君	○	
20	東海林 晃 君	○	
21	伊藤 稔 君	○	
22	黒瀬 大雄 君	○	
23	長尾 正典 君	○	
24	畠山 政博 君	○	
25	森谷 裕美 君	○	
26	茂住 修二 君	○	
27	檜尾 英司 君	○	

出席 24 名
欠席 3 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武 田 嘉 憲 君
事務局 次長	宮 部 秀 明 君
農地 課 長	市 山 恵 一 君
総務 係 長	清 水 拓 君
農地 係 長	谷 地 洋 光 君
分室 係 長	川 村 一 哉 君
分室 係 長	佐 野 朋 也 君
分室 係 長	下 屋 勝 君

(3) 議 長 檜尾 英司 君
署名委員 7番 樋渡 明 委員
署名委員 10番 麻島 秀喜 委員

事務局長
(武田 嘉憲君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、令和元年第8回北見市第二農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしくお願いいたします。

議長
(樫尾 英司君)

これより、令和元年第8回北見市第二農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いします。

事務局次長
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、24名であります。1番 菊池委員、8番 水戸部委員、9番 山内委員は所用のため欠席される旨、届け出がありました。
次に、本日の総会議案のほか、議案第1号から議案第3号関連として、「令和元年第8回総会資料」をお手元に配付いたしてございます。
以上であります。

議長
(樫尾 英司君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は7番 樋渡委員、10番 麻島委員の両名を指名いたします。
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日かぎりにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定いたします。
次に、日程第3、『議案第1号 北見市第二農業委員会規則の制定について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の1ページ左側でございます。
議案第1号 「北見市第二農業委員会規則の制定について」ご説明いたします。
北見市第二農業委員会規則を別紙のとおり制定する。
内容につきましては、お手元に配付しております、令和元年第8回総会資料、議案第1号関連 「北見市第二農業委員会規則の制定について」をご参照願います。
以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4、『議案第2号 北見市第二農業委員会の委員及び職員の身分を示す証明書に関する規程の制定について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の1ページ右側でございます。
議案第2号 「北見市第二農業委員会の委員及び職員の身分を示す証明書に関する規程の制定について」ご説明いたします。
北見市第二農業委員会の委員及び職員の身分を示す証明書に関する規程を別紙のとおり制定する。
内容につきましては、お手元に配付しております、令和元年第8回総会資料、議案第2号関連 「北見市第二農業委員会の委員及び職員の身分を示す証明書に関する規程の制定について」をご参照願います。
以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第5、『議案第3号 北見市第二農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の2ページでございます。
議案第3号 「北見市第二農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について」ご説明いたします。
北見市第二農業委員会事務局規程の一部を別紙のとおり改正する。
内容につきましては、お手元に配付しております、令和元年第8回総会資料、議案第3号関連 「北見市第二農業委員会事務局規程の一部を改正する規程について」をご参照願います。
以上でございます。

議 長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第6、『議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の3ページから7ページでございます。
議案第4号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。
今回の申請は、賃借権が4件、使用貸借による権利が3件の合計7件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
なお、許可に係る地目及び面積は、7ページ欄外に記載のとおり、「畑」が57筆で、合計面積は653,147㎡であります。
以上でございます。

議 長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

2 番
(菅原 正信君)

端野班に関わる案件、番号1番、2番についてご説明いたします。
番号1番、権利は、賃借権、土地の所在及び地番は、端野町川向●●●
「畑」、面積は12,000㎡です。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さん。
申請事由以下は記載のとおりです。
番号2番、権利は、賃借権、土地の所在及び地番は、端野町川向●●●
「畑」、外「畑」4筆で、合計面積は102,086㎡です。貸主は、●●●さん。
借主は、●●●さん。申請事由以下は記載のとおりです。
以上でございます。

議 長
(樫尾 英司君)

つづきまして、留辺薬班よりご説明をお願いいたします。

2 4 番
(畠山 政博君)

留辺薬班に関わる案件、番号3番から7番についてご説明いたします。
番号3番、権利は、使用貸借による権利、土地の所在及び地番は、留辺薬町大和●●● 「畑」、外「畑」3筆で、合計面積は15,454㎡です。貸主は、●●●さん。借主は、●●●。申請事由以下は記載のとおりです。
番号4番、権利は、使用貸借による権利、土地の所在及び地番は、留辺薬町大富●●● 「畑」、外「畑」11筆で、合計面積は170,671㎡です。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さん。申請事由以下は記載のとおりです。

番号5番、権利は、賃借権、土地の所在及び地番は、留辺薬町大富●●●
「畑」、面積は36,115㎡です。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さん。
申請事由以下は記載のとおりです。

番号6番、権利は、賃借権、土地の所在及び地番は、留辺薬町大富●●●
「畑」、外「畑」1筆、合計面積は20,834㎡です。貸主は、●●●さん。借主
は、●●●さん。申請事由以下は記載のとおりです。

番号7番、権利は、使用貸借による権利、土地の所在及び地番は、留辺薬町
瑞穂●●●「畑」、外「畑」31筆、合計面積は295,987㎡です。貸主は、
●●●さん。借主は、●●●さん。申請事由以下は記載のとおりです。
以上でございます。

議 長
(樫尾 英司君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて
おります議案に対する質疑に入りますが、3番の案件については、●●●委員
が除斥の対象となりますので、3番を除いた案件について、質疑をお受けし
てまいりたいと思います。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、3番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、3番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認すること
に決定いたします。
それでは次に、3番の案件に対する質疑には入りますので、●●●委員は
一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議 長
(樫尾 英司君)

それでは、3番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(●●●委員、着席)

議 長

次に、日程第7、『議案第5号 農地法第4条許可の訂正について』を議題

(樫尾 英司君) といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君) 議案の8ページでございます。
それでは、議案第5号 「農地法第4条許可の訂正について」 ご説明いたします。
このことについて、下記のとおり許可書の訂正願出があったので、審議の上、適否の決定を求めるものであります。
願出件数は1件であります。
今回の案件につきまして、地域調整班会議で審議いただきました内容を事務局よりご説明いたします。
番号1番、土地の所在及び地番は、端野町協和●●●、公簿地目は「畑」、現況地目は「宅地」、面積は1,270㎡です。申請人は、●●●さんです。訂正事由については、転用の時期に誤りがあったため。訂正箇所等は記載のとおりです。
以上でございます。

議長
(樫尾 英司君) 事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、この案件については、●●●委員が除外の対象となりますが、本日欠席しておりますので、このまま質疑をお受けしてまいりたいと思います。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君) なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君) 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第8、『議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君) 議案の9ページでございます。
議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。
今回の申請は、賃借権が1件です。
なお、許可に係る地目及び転用面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が1筆で、面積は14,558㎡であります。
この案件につきましては、地域調整班の協議を経ていきますことから、担当分室係長から説明をいたします。
以上でございます。

分室係長 常呂班に係る案件、番号1番についてご説明いたします。

(佐野 朋也君)

番号1番、権利は、賃借権です。土地の所在及び地番は、常呂町字土佐●●●●、現況地目は「畑」、面積は14,558㎡です。農地区分は、農用地区域内農地。貸主は、●●●●さん。借主は、●●●●です。転用目的及び計画の内容は、砂採取。申請事由以下につきましては記載のとおりです。

以上でございます。

議 長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第9、『議案第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の10ページから11ページでございます。
議案第7号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」 ご説明いたします。

今回の通知は、合意解約による通知が5件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。

なお、通知に係る地目及び面積は、11ページ欄外に記載のとおり、「畑」が13筆で、合計面積は185,490㎡であります。

今回の案件につきまして、地域調整班会議で審議していただきました内容を、事務局より一括してご説明いたします。

番号1番、土地の所在及び地番は、常呂町字土佐●●●●、現況地目は「畑」、面積は20,000㎡です。賃貸人は、●●●●さん。賃借人は、●●●●さん。解約等の理由は「合意解約」、合意等の日は、令和元年11月12日、引き渡しの時期は令和元年11月30日です。契約の内容等は、記載のとおりです。

番号2番、土地の所在及び地番は、常呂町字豊川●●●● 外5筆、現況地目は「畑」、合計面積は77,422㎡です。賃貸人は、●●●●さん。賃借人は、●●●●さんです。解約等の理由は「合意解約」、合意等の日は、令和元年11月20日、引き渡しの時期は令和元年11月20日です。契約の内容等は、記載のとおりです。

番号3番、土地の所在及び地番は、常呂町字豊川●●●●、現況地目は「畑」、面積は29,139㎡です。賃貸人は、●●●●さん。賃借人は、●●●●さん。解約等の理由は「合意解約」、合意等の日は、令和元年11月15日、引き渡しの時期は令和元年11月30日です。契約の内容等は、記載のとおりです。

番号4番、土地の所在及び地番は、留辺蘂町大富●●●● 外2筆、現況地目は「畑」、合計面積は56,949㎡です。賃貸人は、●●●●さん。賃借人は、

● ● ●です。解約等の理由は「合意解約」、合意等の日は、令和元年 11 月 20 日、引き渡しの時期は令和元年 11 月 20 日です。契約の内容等は、記載のとおりです。

番号 5 番、土地の所在及び地番は、留辺薬町瑞穂● ● ● 外 1 筆、現況地目は「畑」、合計面積は 1,980 ㎡です。賃貸人は、● ● ●さん。賃借人は、● ● ●さんです。解約等の理由は「合意解約」、合意等の日は、令和元年 11 月 25 日、引き渡しの時期は令和元年 11 月 25 日です。契約の内容等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議 長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、4 番の案件については、● ● ●委員が除斥の対象となりますので、4 番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、4 番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。

よって本案は、4 番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは次に、4 番の案件に対する質疑には入りますので、● ● ●委員は一時退席願います。

(● ● ●委員、退席)

議 長
(樫尾 英司君)

それでは、4 番の案件に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議 長
(樫尾 英司君)

それではここで、議長交代のため暫時休憩いたします。

(休 憩)

(茂住代理と議長交代)

議 長
(茂住 修二君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、『議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の12ページから16ページでございます。

議案第8号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が20件、所有権売買が3件、使用貸借による権利が1件の合計24件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、集積計画に係る地目及び面積は、16ページ欄外に記載のとおり、「田」が6筆、「畑」が53筆で、合計面積は610,580.78㎡であります。

以上でございます。

議 長
(茂住 修二君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

2 番
(菅原 正信君)

端野班に関わる案件、番号1番から16番についてご説明いたします。

番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、124,500円、10aあたり2,800円となります。

番号2番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、305,300円、10aあたり8,000円となります。

番号3番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、408,000円、10aあたり6,900円となります。

番号4番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、183,000円、10aあたり3,200円となります。

番号5番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、100,000円、10aあたり2,700円となります。

番号6番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、223,300円、10aあたり11,000円となります。

番号7番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、83,400円、10aあたり8,000円となります。

番号8番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、128,100円、10aあたり8,000円となります。

番号9番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、125,100円、10aあたり9,100円となります。

番号10番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、22,000円、10aあたり8,700円となります。

番号11番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん(持分3分の1)、●●●さん(持分3分の1)、●●●さん(持分3分の1)。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、30,000円、10aあたり7,000円となります。

番号12番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は、1,897,000円、10aあたり300,000円となります。

番号13番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、74,200円、10aあたり6,700円となります。

番号14番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は、732,000円、10aあたり265,900円となります。

番号15番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は、708,000円、10aあたり265,900円となります。

番号16番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、212,000円、10aあたり8,000円となります。

以上でございます。

議長
(茂住 修二君)

つづきまして、留辺薬班よりお願いいたします。

24番
(島山 政博君)

留辺薬班に関わる案件、番号17番から24番についてご説明いたします。

番号17番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、140,000円、10aあたり4,800円となります。

番号18番、権利は使用貸借による権利です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりです。

番号19番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、153,000円、10aあたり3,100円となります。

番号20番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、674,200円、10aあたり10,900円となります。

番号21番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、161,847円、10aあたり7,000円となります。

番号22番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん(法

定持分2分の1)、●●●さん(法定持分4分の1)。権利の設定等を受ける者は、●●●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、111,000円、10aあたり8,000円となります。

番号23番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、91,100円、10aあたり5,000円となります。

番号24番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、266,000円、10aあたり6,400円となります。

以上でございます。

議長
(茂住 修二君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただ今上程されております議案に対する質疑に入りますが、13番の案件については、●●●委員が除斥の対象となりますので、13番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(茂住 修二君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、13番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(茂住 修二君)

異議なしと認めます。

よって本案は、13番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは次に、13番の案件に対する質疑には入りますので、●●●委員は一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議長
(茂住 修二君)

それでは、13番の案件に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(茂住 修二君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(茂住 修二君)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(●●●委員、着席)

議 長
(茂住 修二君)

ここで、議長交代のため暫時休憩いたします。

(休憩)

(茂住代理と議長交代)

議 長
(樫尾 英司君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第11、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』
を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の17ページから19ページでございます。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明致します。
今回の届出は、所有権相続が4件であります。
番号1番、土地の所在及び地番は、端野町忠志●●● 「畑」、外1筆、
合計面積は26,438㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、●●
●さんです。届出日は令和元年12月11日、受理通知日は令和元年12月16日
です。
番号2番、土地の所在及び地番は、常呂町字豊川●●● 「畑」、外5筆、
合計面積は39,302㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、●●
●さんです。届出日は令和元年11月15日、受理通知日は令和元年11月21日
です。
番号3番、土地の所在及び地番は、留辺蘂町平里●●● 「畑」、外20
筆、合計面積は112,198㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、
●●●さんです。届出日は令和元年12月4日、受理通知日は令和元年12月
9日です。
番号4番、土地の所在及び地番は、留辺蘂町大富●●● 「畑」、面積は
8,212㎡であります。被相続人は、●●●さん。相続人は、●●●さんで
す。届出日は令和元年11月28日、受理通知日は令和元年12月5日です。
なお、届出に係る地目及び面積は、19ページ欄外に記載のとおり、「畑」が
30筆で、合計面積は186,150㎡です。
これらの案件につきましては、北見市第二農業委員会事務局規程第6条に基
づき事務局長が専決処分をいたしました。
以上でございます。

議 長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されてお
ります議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

議 長
(樫尾 英司君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。
それではこれにて、令和元年第8回北見市第二農業委員会総会を閉会いた
します。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年12月26日

議 長 檜 尾 英 司

署名委員 樋 渡 明

署名委員 麻 畠 秀 喜